

自衛官の順位に関する訓令を次のように定める。

昭和35年3月30日

防衛庁長官 赤 城 宗 徳

自衛官の順位に関する訓令

改正 昭和45年6月18日庁訓第26号
平成12年8月8日庁訓第87号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月31日省訓第156号
平成26年2月21日庁訓第4号

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、自衛官の間における順位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(自衛官の順位)

第2条 陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官相互の間における順位は、階級の上下による。

2 同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官相互の間における順位については、別に定める。

3 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第45条の2の規定に基づき再任用された自衛官及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される自衛官は、これらの者以外の同階級の者の下位とする。

(同階級の幹部自衛官の順位)

第3条 同階級の幹部自衛官の間における順位は、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の幹部自衛官名簿の登載序列により示すものとする。

(幹部候補者たる自衛官の順位)

第4条 幹部候補者たる自衛官は、幹部候補者以外の同階級の者の上位とし、幹部勤務を命ぜられた者を最上位とする。

2 同階級の幹部候補者たる自衛官の間における順位は、幹部勤務を命ぜられた日付又は幹部候補者を命ぜられた日付の前後により、その日付が同一であるときは任命の際の序列による。

(准尉又は同階級の曹若しくは士たる自衛官の順位)

第5条 准尉又は同階級の曹若しくは士たる自衛官の間における順位は、その階級に任命された日付の前後により、その日付が同一であるときは前階級の任命の日付の前後による。

(幹部自衛官名簿)

第6条 幹部自衛官は、すべて陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の幹部自衛官名簿に登載する。

第7条 幹部自衛官名簿は、防衛大臣の承認を得て、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が別記要領により作成するものとする。

2 幹部自衛官名簿は、毎年1回1月1日現在で階級別に作成するものとする。

3 幹部自衛官名簿について補正をする必要が生じた場合は、そのつど、所要の補正をするものとする。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に作成されている幹部自衛官の名簿は、この訓令第7条の規定による幹部自衛官名簿とみなす。

附 則 (昭和45年6月18日庁訓第26号) (抄)

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則 (平成12年8月8日庁訓第87号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

（様式用の紙に関する経過措置）

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成19年8月31日省訓第156号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日省訓第4号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成26年2月21日）から施行する。

別記

番号	氏名 生年月日	職種又は特技	現階級任命年月日	補職
1	甲山乙夫 大 2. 1. 1	普	26. 10. 1	何校総務課長
2	山田一郎 明45. 6. 10	武	27. 2. 1	何々業務隊

備考 五十音順に作成した目次をつける。